

市からの お知らせ



※詳細は市ホームページをご覧ください。

■平成29年度からパスポートの申請・受取ができます

旅券センターで手続きを行っていたパスポート申請・受取が市役所でできるようになります。

場所 市役所1階 市民課

受付時間

申請 平日 午前8時30分～午後4時

受取 平日 午前8時30分～午後5時

※正午～午後1時までを除く。

対象 市内在住・在勤・在学の人の人

必要書類 市民課で申請書類を受け取り、ご確認ください。

引越ついで

環境保全課(内線3221)

燃えるごみ・燃えないごみ

市の指定ごみ袋に入れ、指定収集日に合わせて出してください。袋の数が20袋を超える場合は環境保全課まで問い合わせください。

資源ごみ

紙類(新聞紙、雑誌、段ボール等)や容器類(ビン、缶、ペット

ボトル等)は再生利用されます。燃えるごみ・燃えないごみに混ぜないよう、ご協力をお願いします。

粗大ごみ

粗大ごみは事前申し込みが必要です。粗大ごみ収集日前日(土日・祝日除く)午後4時までに環境保全課へ申し込みください。

※テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン等は家電リサイクル対象品のため市で収集できません。購入先に引き取りを依頼してください。購入先が不明または廃棄等が存在しない場合、市の許可業者に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ自己搬入してください。

許可業者

・浦添市清掃事業協同組合

☎(877) 2750

・有限会社沖繩クリーン工業

☎(951) 0370

・丸一商会

☎(946) 5265

・3R推進センター【パソコン】

☎03(5282) 7685



▲ホームページはこちら

■児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度について

児童家庭課(内線3613)

児童扶養手当とは

父母の離婚等により、ひとり親家庭等の生活安定と自立の促進、児童の福祉増進を図ることを目的とする制度です。(外国人も支給対象となります)また、公的年金等が低額の場合、併給できるようにしました。※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人(一定程度の障がいがある20歳未満)

支給対象

次の①～⑥のいずれかに該当する児童を監護する母、監

護しかつ生計を同じくしている父または当該父母以外の人で当該児童を養育する人が対象です。

①父母が婚姻を解消した児童

②父または母が死亡した児童

③父または母に一定程度の障がいがある児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑥その他(父または母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児

童など)

特別児童扶養手当

身体や精神に一定程度の障がいがある20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図ることを目的とする制度です。

支給対象

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を監護する父または母。もしくは父母に代わって養育している人。

※これらの手当を受給するためには窓口で申請が必要です。所得制限、その他要件があります。支給要件に該当するか

3月・4月は市民課窓口が大変混み合います 休日窓口開設のお知らせ

4月は新生活が始まる時期で、転入・転出などの住民異動届の手続きのために多くの人が市役所を訪れます。そのため、3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合い、待ち時間が2～3時間になることもあります。4月の第1週目、毎週月曜日・金曜日は特に混み合いますので、手続きを予定されている皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

なお、市外からの転入や市内転居については、新居に住み始めてから2週間以内に届出を行ってください。転出届については、市外へ引越す2週間前から手続きができ、郵送でもできます。

また、混雑の緩和と平日来庁できない人のために休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

【休日窓口の開設】

日時	3月26日(日)・4月2日(日)
受付時間	午前8時45分～午前11時30分、 午後1時15分～午後4時30分
場所	市役所1階 市民課

※休日窓口の開設日は、市役所中庭からの入口のみ利用可能です。市役所裏側の駐車場が便利です。

【対象となる手続】

- ①住民票等の交付
- ②戸籍に関する証明書の交付
- ③印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
- ④返戻された通知カードの受取り
- ⑤住民異動届受付

※マイナンバーカード・住基カード所有者対象の特例転入(転出証明書不要)または国外からの転入を希望する人は受付できません。申請・届出の内容によっては対応できないものがありますので、不明な点がありましたら事前に問い合わせください。戸籍届(出生・死亡・婚姻・離婚など)は、提出(仮受付)のみの対応となります。

市民課(内線3065・3066)

申請相談時に確認します。該当しない場合もありますので、詳細は児童家庭課までお問い合わせください。

■各種相談窓口のご案内

市民生活課(内線3012)

市民相談室・消費生活相談室

☎(851)5059

各種相談無料。秘密厳守します。

場所

・市民相談室(市役所1階)

【各種相談】

●市民相談

平成29年度の納税通知書の発送について

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。納税通知書が届きましたら内容の確認をお願いします。納税通知書が届かない場合には、資産税課まで問合せください。

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、平成29年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されています。

この機会に、ご自身の資産と他の資産を比較して、その資産が適正に評価されているか、ご確認ください。

なお、期間を過ぎると縦覧できなくなりますので、ご注意ください。

縦覧できる人	・市内の土地または家屋の納税者・納税管理人 ・代理人(納税者からの委任状が必要です)
縦覧場所	・浦添市役所2階 資産税課窓口
縦覧期間	・平成29年4月3日(月)～5月1日(月) (土・日・祝日を除く)
受付時間	・午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)
必要なもの	・納税通知書、または運転免許証などの身分が証明できるもの ・代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状
手数料	・無料

資産税課(内線2261～2265)

引越し等による水道の使用開始または使用中止をしたときは2～3日前の平日にご連絡ください。

受付時間 月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分(電話、営業課窓口受付)

受付の際に使用開始日または使用中止日、使用者の氏名、住所、連絡先などを確認します。※基本的な立会いは必要ありません。午後4時以降の閉栓受付は、翌営業日に閉栓作業することになりますのでご了承ください。

■平成28年度浦添市文化芸術振興事業「村まわり組踊」

文化課(内線6211)

伝統芸能の普及・地域交流を目的に各自治会をまわり、組踊や琉球舞踊を上演します。

日時・場所

模企業の振興に関して基本となる事項を定め、地域産業の安定化、活性化を推進し、市民生活の向上・地域社会の発展に寄与することを目的に条例が制定されました。

施行日 平成29年4月1日(土)

■引越し等による水道の届出について

水道部営業課

☎(877)8476

☎(877)8460

①浦添グリーンハイツ自治会 3月19日(日) 午後2時開演

浦添グリーンハイツ公民館

②経塚自治会 3月20日(月) 午後2時開演

経塚ゆいまーるセンター

入場料 無料

上演作品 組踊「執心鐘入」(出演：浦添市文化協会)

※字幕あり



■平成28年度浦添市公共事業評価監視委員会開催「事業継続(現計画)」を答申

都市計画課(内線4012)

市が進めている公共事業について、平成28年度浦添市公共事業評価監視委員会が開催され、審議の結果、「事業継続(現計画)」と答申を受けました。

●平成28年11月21日開催

●議案「那覇広域都市計画公園事業4・4・浦1号 前田公園」

委員会からの答申を受け、市では事業の早期完了に向け今後一層努力していきたいと考えていますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。